

広島県告示第五百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和元年八月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和元年八月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二七号	尾道市瀬戸田町萩字前田二五七六番一地从先から 尾道市瀬戸田町萩字大久保地二二一九番三地从先まで	令和元年八月八日